

新しい上越市

- 平成17年1月1日、14市町村が合併して、新しい上越市が誕生します。

合併する市町村

上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町



人口・211,870人
(平成12年国勢調査)
面積・972.62km²



市役所は...

- 現在の市役所が本庁になります。町村役場は「支所」になります。
- 支所では、戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、税務証明の交付、出生届の受理などの業務を引き続き行います。

手数料は...

- 戸籍の謄本・抄本の交付、住民票の写しの交付及び印鑑登録証明、税務証明の手数料は、合併時から上越市の金額に統一します。

住所は...

- 町名(××町一丁目)や字名(大字△△)は、原則として今までどおりです。
- ただし、同じ町名や字名がある場合には、関係する市町村で話し合い、調整します。
- また、町村名や「大字」を新しい住所の中に残すかどうかなどは、各町村の意向を尊重の上、調整します。
(現在、上越市にお住まいの方の住所は変わりません。)

「上越市」に変わります。町村名(ここでは○○)を新しい住所に残すかどうかは、各町村の意向を尊重し、調整します。

○○町(村) 大字 △△ 字□□ 1 2 3 番地

「大字」を、新しい住所の中に残すかどうか、各町村の意向を尊重し、調整します。

原則として今までどおりです。(同じ町名、字名については調整します。)

広報は...



- 広報紙は、合併時(平成17年1月1日)から上越市に統一し、毎月2回(1日号と15日号)の発行となります。地域の情報も的確にお伝えしていきます。
- 広報紙などの配布は、上越市の制度に統一し、町内会を通じて各世帯にお届けすることとなります。
- 町村で運営しているケーブルテレビの使用料と加入金は、今までどおりです。

毎日の生活は...

水道



- 料金は、合併後しばらくは今までどおりですが、5年以内に上越市の料金に統一します。
- 料金の支払は、合併後しばらくは今までどおりですが、料金の統一に合わせ5年以内に上越市の制度に統一し、都市ガス供給区域は毎月払、区域外は隔月払が原則となります。
- 加入金は合併時(平成17年1月1日)から上越市の金額に統一します。

都市ガス



- 料金は合併時(平成17年1月1日)から上越市の料金に統一します。
 - 料金の支払は今までどおり毎月払です。
- 都市ガス
上越市の家庭の1か月の平均使用量
46m³では4,697円です。

料金の例

下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽

- 下水道と農業集落排水の使用料は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の使用料に統一します。
- 下水道と農業集落排水の使用料の支払は、合併時から水道料金と同一の納付書での取扱いとし、水道料金と一括払となります。
- 下水道を利用される方から建設費の一部をご負担いただく受益者負担金・分担金は、合併時から上越市の金額に統一します。ただし、合併時に事業認可を受けている区域では、平成22年3月までは今までどおりです。
- 農業集落排水を利用される方から建設費の一部をご負担いただく受益者負担金は、合併時から上越市の金額に統一します。ただし、合併時に事業認可を受けている区域では、事業の終了(平成20年3月)までは今までどおりです。
- 下水道と農業集落排水の排水設備の設置に係る助成と融資は、合併時から上越市の制度に統一します。
- 合併処理浄化槽設置補助金は、合併時から上越市の金額に統一し、5人槽375,000円・7人槽438,000円・10人槽555,000円となります。ただし、現在、補助制度のある町村では、合併後3年間は今までどおりの金額です。

使用料の例

- 下水道・農業集落排水
上越市の家庭の1か月の平均使用量
21m³では2,933円です。